

令和2年度  
社会福祉法人

# 指導監査報告書



令和3年度  
福祉部  
福祉管理課

編集



# はじめに

足立区では、平成25年4月1日より「足立区内に本部があり、区内だけで事業を実施する社会福祉法人」の所轄庁が東京都知事から足立区長へ変更されたことに伴い、社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査（法人監査）を実施しています。

また、平成28年度末より、所轄する社会福祉法人が運営する障がい福祉サービス事業者等に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づく障がい施設検査を実施しています。

このたび、令和2年度に実施した指導監査の結果がまとまりました。

社会福祉法人及び施設等の運営に携わっている皆様には、この報告書を参考に自主的な改善に取り組むなど、今後の運営に向けて有効に活用していただければ幸いです。

区民の皆様には、地域の社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して、より一層のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

---

## 目次

I 指導監査の概要	
1 指導監査の目的	1
2 指導監査の類型	1
3 法人監査・障がい施設検査の主な流れ	2
II 法人監査の実施結果	
1 法人監査の実施対象	4
2 法人監査の実施結果	5
3 法人監査における文書指摘の内容・改善状況	6
4 法人監査における口頭指摘・助言の内容	18
III 障がい施設検査の実施結果	
1 障がい施設検査の実施対象	19
2 障がい施設検査の実施結果	21
3 障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況	22
4 障がい施設検査における口頭指摘・助言の内容	49
IV 令和2年度の指導監査を終えて	51
V 令和3年度の指導監査に向けて	53
VI 資料編	
① 足立区社会福祉法人指導監査実施要領	55
② 令和2年度足立区社会福祉法人指導監査実施方針	59
③ 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱	65
④ 令和2年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針	70
⑤ 足立区所轄の社会福祉法人一覧	74
⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧	75

# I 指導監査の概要

## 1 指導監査の目的

### (1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人（以下、「法人」という。）が区民本位の良質な福祉サービスを提供するとともに、その公正かつ安定的な経営及び透明性の確保を図ることを目的として、平成25年度から区が所轄する30法人<sup>\*1</sup>を対象に「**法人監査**」を実施しています。

### (2) 障がい福祉サービス事業者等の検査

法人が障がい福祉サービス事業者等として提供するサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給適正化を図ることを目的として、平成28年度から区の所轄法人が運営する障がい福祉サービス事業者等の53事業所(32施設)<sup>\*2</sup>を対象に「**障がい施設検査**」を実施しています。

※1 巻末VI資料編 資料⑤ (74頁) 参照。

※2 巻末VI資料編 資料⑥ (75～77頁) 参照。

## 2 指導監査の類型

法人監査、障がい施設検査は、それぞれ次の類型に分けて実施しています。

### (1) 法人監査の類型

#### ① 一般指導監査

社会福祉法人指導監査実施計画に基づき、原則として3年に1回、法人の適正な組織運営や会計経理、法令遵守の状況等に主眼を置いて実地と書面にて行う検査です。

#### ② 特別指導監査

法人が関係法令もしくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くため経営等に重大な影響を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき、一般指導監査による改善の措置が認められないとき、正当な理由なく一般指導監査を拒否したとき等に必要に応じて随時行う検査で、特別チームを編成して実施しています。

### (2) 障がい施設検査の類型

#### ① 検査

障がい福祉サービス事業者等指導実施計画に基づき、概ね3年に1回（入所の障がい者支援施設は概ね2年に1回）、障がい福祉サービス事

## 【指導監査の種類】

業者等を対象に、定期的を実施しています。

### ② 監査

障がい福祉サービス事業者等を対象に、福祉サービスの内容及び自立支援給付に係る費用の請求等について不正又は著しい不当が疑われる場合等に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うために、監査を実施しています。

## 3 法人監査・障がい施設検査の主な流れ

法人監査の「一般指導監査」と障がい施設検査の「検査」は、概ね同様の流れで、以下のとおり、それぞれ実施しています（※ 3頁図参照）。

### ① 実施計画の策定

年度当初に指導監査対象の法人や事業所、具体的な実地検査の時期や重点監査（検査）項目、実施計画等を決定し、関連要綱等を整備したうえで年度方針を策定・公表します。

### ② 指導監査実施に関する通知の事前送付

指導監査実施にあたっては、対象となる法人・事業所には事前（3週間から1か月前）に実施通知を送付し、現況報告書、計算書類のほか実地検査に必要な関連資料、証憑書類等を準備、用意していただきます。

### ③ 実地検査及び講評

担当職員が法人本部や事業所に直接赴き、実施通知や指導監査ガイドライン（検査基準）に基づいて書類や施設を確認し、ヒアリング等を実施して、指導監査の講評を行います。

### ④ 指導監査結果の通知

実地における検査後、法人・事業所には指導監査結果通知書を送付します。文書指摘事項が認められた場合には、概ね30日以内に改善状況報告書の提出を指導します。

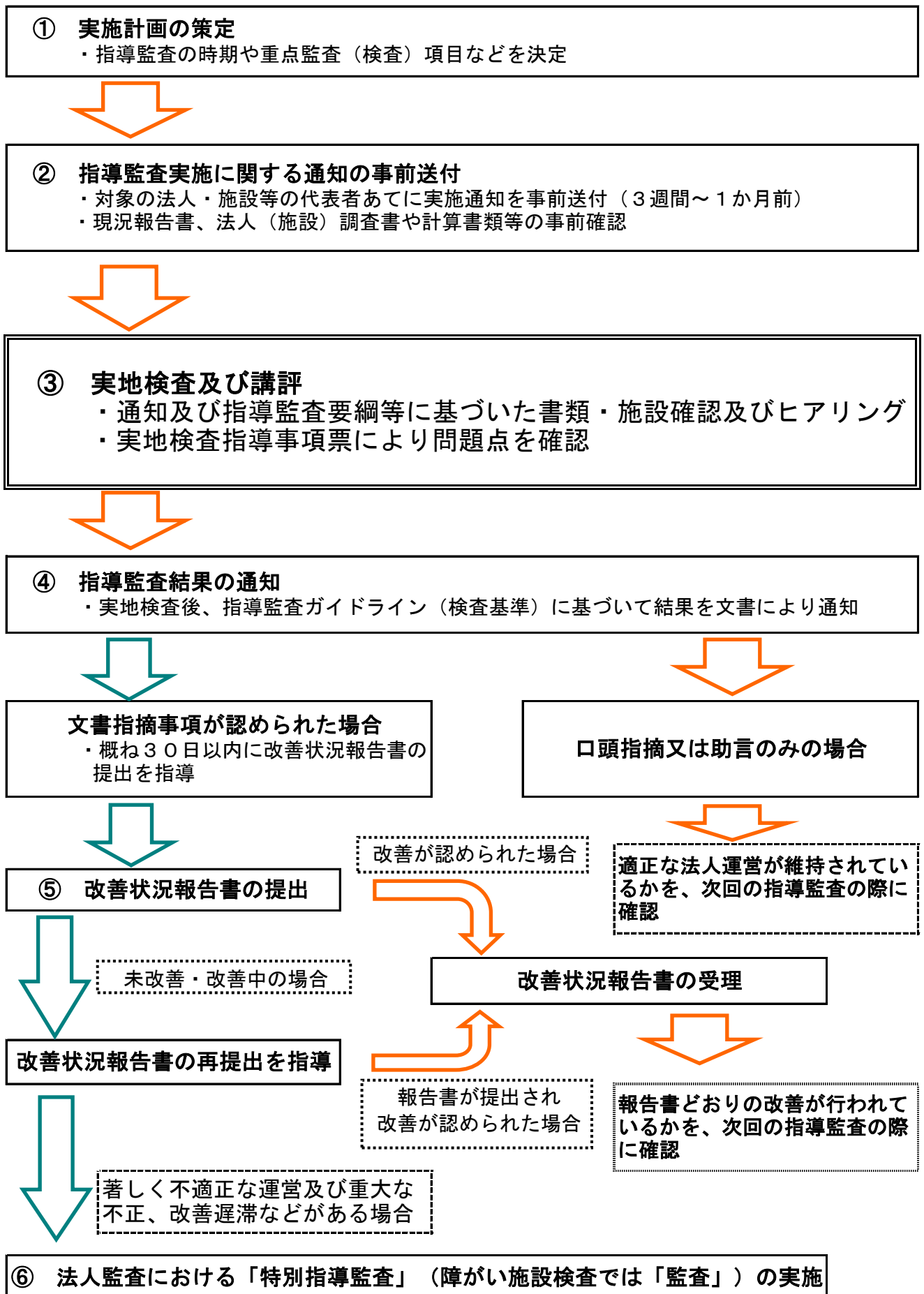
### ⑤ 改善状況報告書の提出（再提出）

手続の不履行や遅延等の場合のほか、指摘事項の改善内容、経緯や程度等によっては、再度の改善状況報告書の提出を指導します。

### ⑥ 法人監査における「特別指導監査」（障がい施設検査では「監査」）の実施

改善が認められない場合等は事案の性質や経緯等も総合的に考慮したうえで、実地における再度の一般指導監査（障がい施設検査では「検査」）、特別指導監査（障がい施設検査では「監査」）等を実施します。

○ 法人監査の「一般指導監査」（障がい施設検査の「検査」）の主な流れ



## Ⅱ 法人監査の実施結果

### 1 法人監査の実施対象

令和2年度は3年の定期監査周期を迎えている8法人を選定しました(表1)。

表1 所轄社会福祉法人への指導監査実施状況

(令和3年3月31日現在)

法人名	分野	実施年度			
		R2	R1	H30	H29
1 愛寿会	高齢福祉・介護		○		
2 互惠会				○	
3 西新井だいわ会			○		
4 はとせふ				○	
5 あいのわ福祉会	障がい福祉				
6 あだちの里					
7 リード・エー			○		○
8 はなさく福祉会			○		○
9 あしなみ			○		
10 つくしの郷					
11 ソーシャルデベロップメントジャパン					
12 三星保育園	児童福祉(保育)			○	
13 島根福祉会				○	
14 新田保育園			○		
15 チェリー保育園		○			○
16 清仁会		○			○
17 博友会		○			○
18 親隣館		○			○
19 さかえ福祉会				○	
20 筑波会			○		
21 千利世会			○		○
22 あらたま会		○			○
23 東児童福祉会				○	
24 江北会		○			○
25 泉光会いづみの杜				○	
26 高和会			○		○
27 平和と善	○			○	
28 からしだね	障がい・児童(保育)			○	
29 勝楽堂病院	医療・生活保護			○	
30 足立区社会福祉協議会	社会福祉協議会	○			○
※各年度の「○」は実施した法人を表します。 ※No.10 つくしの郷、No.11 ソーシャルデベロップメントジャパンは令和2年度に新規設立認可された法人です。 ※分野ごとの並びは設立順です。		8	9	9	12

## 2 法人監査の実施結果

令和2年度に実施した8法人に対する指導監査では、改善が必要として文書指摘を6法人、口頭による指摘を8法人、助言を8法人に対して行いました（表2）。

今年度の法人監査で、文書指摘は平和と善、チェリー保育園、江北会、博友会、親隣館、足立区社会福祉協議会（監査日順）の6法人に対して行いました。文書指摘を行った法人に対しては、法人名、指摘内容等を公表するとともに、概ね30日以内に改善状況報告書を提出するよう求め、文書もしくは再度の現地調査により改善内容の確認を行っています。また、口頭による指摘を行った法人に対しては、3年後に予定している指導監査時に改善状況を確認していきます。

表2 指摘等件数及び指摘等を行った法人数（令和2年度）

事由	指摘等件数	監査分野別内訳数		指摘等を行った法人数／監査実施法人数
文書指摘	12	運営管理	9	6法人／8法人
		会計経理	3	
口頭指摘	179	運営管理	109	8法人／8法人
		会計経理	70	
助言	20	運営管理	13	8法人／8法人
		会計経理	7	
合計	211	運営管理	131	
		会計経理	80	

- ・ 文書指摘の内容では、「運営管理」分野で役員（理事及び監事）や評議員の選任手続きに関する見受けられました。
- ・ 口頭指摘の内容では、「運営管理」分野で、理事会、評議員会の招集通知等の瑕疵や議事録の不備等に関する見受けられました。

## 【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

### (1) 平和と善-①

### 3 法人監査における文書指摘の内容・改善状況

令和2年度の法人監査において文書指摘を行ったのは次の6法人です。

当該法人に対して行った文書指摘事項の詳細な内容（項目別）、及び指摘後の改善内容、状況は以下のとおりです。

#### (1) 平和と善 【指摘件数：2件】

##### ① 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること

社会福祉法人の評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会を平成29年2月8日に開催し評議員を選任しているが、「評議員選任解任委員 就任承諾書」では各委員の任期が「平成29年4月1日～平成31年3月31日」と記載されており、平成29年2月8日の評議員選任・解任委員会開催時に、各委員の任期は始期が到来していないこととなっていた。

については、定款の規定に基づき、評議員選任・解任委員会で評議員の選任を行う際には、任期期間内である評議員選任・解任委員会の委員による決議で行うこと。

- ・社会福祉法第39条
- ・「社会福祉法人平和と善定款」第6条第1項、第2項及び第5項
- ・「社会福祉法人平和と善 評議員選任・解任委員会運営細則」第3条第1項、第9条第3号
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(1)-1

##### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、「評議員選任・解任委員 就任承諾書（写）」により、各委員の任期が適正に訂正されたことを確認しました（改善済み）。



**② 積立ての目的を示す名称を付していないので、是正すること**

社会福祉法人は、その他積立金を計上する際には、積立ての目的を示す名称を付して同額の積立資産を積み立てなくてはならない。

しかしながら、貴法人においては、貸借対照表（第三号第三様式）で「施設整備積立資産」につき、「その他の積立金」で同額計上されていたほか、第三号第一様式及び本部拠点区分の第三号第四様式では「その他の積立資産」及び「その他の積立金」と計上されており、通知で定められているとおり、「積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立て」られていなかった。

については、令和2年の会計年度以降の当該貸借対照表及び別紙3(⑫)「積立金・積立資産明細書」を適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第30条第1項第12号
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」19
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)-3

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書、理事会議事録(写)により、「その他積立資産」を「法人運営積立資産」に変更し、積立金をその名称に変更して積立てすることについて承認決議されたことを確認しました(改善済み)。

## 【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

### (2) チェリー保育園－①

#### (2) チェリー保育園【指摘件数：2件】

##### ① 理事及び監事の選任手続において、理事及び監事の候補者が欠格事由に該当しないこと等について法人において確認がされていないので、是正すること

社会福祉法人は、理事及び監事の選任に当たり、理事及び監事の候補者が所定の欠格事由に該当しないか、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか及び理事の場合で当該理事の合計が上限を超える者とならないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、選任の都度、確認を行わなければならない。

しかしながら、貴法人においては、これらの事項の該当の有無の確認が行われていないまま、理事及び監事が選任されていた。

については、これらに該当しないことを理事及び監事の候補者本人から申立書や誓約書等を徴取する等の方法により確認して、是正すること。

- ・社会福祉法第44条第1項（第40条第1項準用）、第2項、第6項及び第7項
- ・社会福祉法施行規則第2条の10及び第2条の11
- ・「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1-(5)、(6)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-4-(3)-1、I-5-(2)-2

##### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、次回理事会開催時に理事及び監事の全員から徴取する申立書（雛形）により、上記指摘事項について修正した内容を確認しました（改善済み）。

## ② 評議員会の目的である事項（議題）が理事会の決議により定められていないので、是正すること

社会福祉法人の評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について定めて、これらを招集通知に記載し、理事が評議員会の1週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、評議員会の目的である事項（議題）、評議員会の目的である事項に係る議案の概要が理事会で決定されないまま、評議員会が招集されていた。

については、評議員会を招集する際は、これらを理事会で議決した上で招集すること。

- 社会福祉法第45条の9第10項により準用する一般法人法第181条第1項
- 社会福祉法施行規則第2条の12
- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-1

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、令和3年度に開催された理事会（定時評議員会の招集事項を決議する決算理事会）の議事録により、上記指摘事項について適切に改善されたことを確認しました（改善済み）。

【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

(3) 江北会-①

(3) 江北会 【指摘件数：2件】

① 理事及び監事の選任手続において、理事及び監事の候補者が欠格事由に該当しないこと等について法人において確認がされていないので、是正すること

社会福祉法人は、理事及び監事の選任に当たり、理事及び監事の候補者が所定の欠格事由に該当しないか、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか及び理事の場合で当該理事の合計が上限を超える者とならないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、選任の都度、確認を行わなければならない。

しかしながら、貴法人においては、これらの事項の該当の有無の確認が行われていないまま、理事及び監事が選任されていた。

については、これらに該当しないことを理事及び監事の候補者本人から申立書や誓約書等を徴取する等の方法により確認して、是正すること。

- ・社会福祉法第44条第1項（第40条第1項準用）、第2項、第6項及び第7項
- ・社会福祉法施行規則第2条の10及び第2条の11
- ・「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1-(5)、(6)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-4-(3)-1、I-5-(2)-2

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、理事及び監事分の誓約書（写）により、法人が理事及び監事の全員から欠格事由に該当しない旨の誓約書の提出を受けたことを確認しました（改善済み）。

## ② 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること

社会福祉法人の評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について定めて、これらを招集通知に記載し、理事が評議員会の1週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、これら評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項（議題）、評議員会の目的である事項に係る議案の概要が理事会で決定されないまま評議員会が招集されており、また、令和元年6月13日に開催された定時評議員会においては、5月23日に開催された理事会で計算書類等の承認を得る前の5月8日に、招集通知を发出していた。

については、評議員会を招集する際は、これらを理事会で議決した上で評議員会の招集通知を发出し、招集すること。

- 社会福祉法第45条の9第10項により準用する一般法人法第181条第1項、社会福祉法第45条の29、第45条の28第3項
- 社会福祉法施行規則第2条の12
- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-1

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、令和3年度に開催された理事会（定時評議員会の招集事項を決議する決算理事会）の議事録により、上記指摘事項について適切に改善されたことを確認しました（改善済み）。

(4) 博友会 【指摘件数：2件】

① 評議員会議事録の必要な記載事項が不十分であるので、是正すること

社会福祉法人の評議員会の議事内容は、法人にとって重要な資料であり、厚生労働省令（社会福祉法施行規則）に定めるところにより作成されなければならない。また、評議員会においては、理事会の決議によって定められ、評議員会の招集の通知に記載された評議員会の目的である事項（以下、「議題」という）以外の事項については、決議をすることができない。

しかしながら、貴法人においては、平成30年度6月の定時評議員会の第2号議案「理事・監事の年間報酬総額」の議題において、「理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準（定款第10条第1項第3号）」の内容である「役員等報酬規程」の改正を決議したのか、「理事・監事の年間報酬総額」を理事・監事それぞれで何円まで等と定めたのか、議事録ではいずれとも明確になっていなかった。

については、理事会や評議員会での議題及び決議内容を確認し、必要な場合は議事録の訂正等を行うこと。

- ・社会福祉法第45条の9第9項、同第10項により準用する一般法人法第181条第1項第2号、第182条第3項、社会福祉法第45条の11第1項
- ・社会福祉法施行規則第2条の15第3項第2号
- ・「社会福祉法人博友会定款」第10条第1項第3号
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-3

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、平成30年度6月の評議員会議事録により、決議された内容が「理事・監事それぞれの年間報酬総額」であることが明確となり、上記指摘事項について、適正に是正されたことを確認しました(改善済み)。また、「役員等報酬規程」の改正ではなかったため、実際の支給状況に影響がなかったことも確認しました。

## ② 把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること

社会福祉法人は、計算書類において、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分毎に注記すべき事項を注記しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、以下の6項目で誤りがあった。

- ①「引当金の計上基準」
- ②「法人で採用する退職給付制度」
- ③「法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」
- ④「担保に供している資産」
- ⑤「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」
- ⑥「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」

上記項目のうち、法人全体用の注記において、①、②、④では該当があるにもかかわらず、該当なしと記載され、③では計算書類の第3様式を作成しているにもかかわらず、その記載が無かった。また、⑤では該当の項目へ無形固定資産であるソフトウェアの分が記載されており、⑥では足立ひまわり保育園拠点区分、及び中部ひまわり保育園拠点区分につき、該当が無いにもかかわらず、通常の減価償却分を記載していた。

については、令和2年の会計年度以降の計算書類に関する注記を適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第29条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」21及び25
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」25(2)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-1

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、訂正後の計算書類に対する注記により、上記指摘事項について、実態に即して正しく修正されたことを確認しました（改善済み）。

(5) 親隣館 【指摘件数：3件】

① 評議員会の議事録に特別決議及び報告事項に係る必要事項が記載されていないので、是正すること

社会福祉法人の定款は法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は、評議員会の特別決議をもって行い、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。また、評議員会の特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の賛成(定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成をもって行われる必要がある。

しかしながら、貴法人においては、令和元年6月15日に開催された定時評議員会で、「社会福祉法人親隣館定款」第29条(基本財産の処分)に係る定款変更の決議を行っていたが、評議員総数8名のうち3名が欠席しており、決議に際して3分の2を下回る賛成しか得られていないにも関わらず、議事録中の「5、提出議案」の議事結果において、定款変更に係る当該議案を「承認」されたものとして記載していた。

また、招集通知に添付の「評議員会議案書」には、報告事項として「平成30年度事業報告」の記載があったが、議事録ではそれが行われたことの記載が無かった。

については、当該評議員会の議事経過や報告事項等について内容等の確認を行い、評議員会の議事録に必要な訂正、追記等を行って是正すること。

- ・社会福祉法第31条第1項、第45条の9第7項第3号、第45条の30第1項及び第3項、第45条の36第1項及び第2項
- ・社会福祉法施行規則第2条の15第3項
- ・「社会福祉法人親隣館定款」第32条第1項第1号及び第2項
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-2、I-3-(2)-3

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書、評議員会議事録により、議長及び議事録署名人2名の押印を得て、適切に議事録の加除訂正が行われ、定款変更に係る議案は否決となり、次回開催される評議員会で、再度変更の是非を検討するということが報告されました(改善済み)。



**② 評議員会及び理事会の決議が省略された場合に、法令で定めるところにより議事録が作成及び保存されていないので、是正すること**

社会福祉法人の評議員会及び理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、評議員会及び理事会の決議が省略された場合に、法令で定めるところによる議事録が作成されていなかった。

については、評議員会及び理事会の決議が省略された場合における議事録を作成すること。

- ・社会福祉法第45条の11第1項、第45条の14第6項
- ・社会福祉法施行規則第2条の15第2項及び第4項、第2条の17第2項及び第4項
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-3、I-6-(2)-1

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書、決議省略の書面によるみなし決議を行った評議員会及び理事会の議事録により、未作成だった議事録を適正に作成したことを確認しました（改善済み）。

**③ 寄附受領に際して、寄附申込書が未作成であり、かつ適正な承認行為を行っていないので是正すること**

社会福祉法人は、寄附金及び寄附物品を受領した場合は、寄附者から寄附申込書を受け、寄附者の寄附目的や寄附意思を確認しなければならない。また、寄附の受領に際して理事長又は理事長から権限委譲を受けた者の適正な承認行為を経なければならない。

しかしながら、貴法人においては、寄附申込書等で寄附者の意思を確認せずに、寄附金を収受していた。また、「社会福祉法人親隣館定款施行細則別表2」においては、寄附申込の決定権者が理事長とされているにも関わらず、理事長の承認手続（稟議による決裁等）が行われなまま直接収入処理していた。

については、寄附金及び寄附物品を受領する場合は、寄附者の寄附目的や寄附意思を確認するとともに、適正な決定権者による承認行為を経ること。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」9(1)、(2)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)-3

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書、上記指摘事項を反映させた寄附申込書（雛形）により、寄附者の寄附目的の確認及び寄附受領行為に際して専決権者である理事長の承認を得た内容となっていることを確認しました（改善済み）。

**(6) 社会福祉協議会 【指摘件数：1件】****① 評議員会及び理事会の決議が省略された場合に、法令で定めるところにより議事録が作成及び保存されていないので、是正すること**

社会福祉法人の評議員会及び理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、評議員会及び理事会の決議が省略された場合の一部において、法令で定めるところによる議事録が作成されていなかった。

また、現況報告書（令和2年4月1日現在）の「前会計年度に実施した評議員会（理事会）の状況」で、当該評議員会及び理事会の日時や決議事項等を記載していなかった。

については、評議員会及び理事会の決議が省略された場合における議事録を作成すること。

- ・社会福祉法第45条の11第1項、第45条の14第6項
- ・社会福祉法施行規則第2条の15第2項及び第4項、第2条の17第2項及び第4項、第2条の41第7号及び第8号
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-3、I-6-(2)-1

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書、決議省略の書面によるみなし決議を行った評議員会及び理事会の議事録により、未作成だった議事録を適正に作成したことを確認しました（改善済み）。

#### 4 法人監査における口頭指摘・助言の内容

法人監査では口頭による指摘、助言を8法人に対して行いました。

指摘事項の内訳としては、「運営管理」分野で評議員会・理事会で決議に係る特別利害関係の確認漏れや議事録の不備、決議の内容や招集通知等の瑕疵等の指摘を多く行ったほか、「会計経理」分野では決算手続や計算関係書類等の不備、経理規程や会計帳簿の誤り等についての指摘事項が多くなりました（表3）。

表3 口頭指摘、助言の有った監査項目別内訳（法人監査）（令和2年度）

監査項目	口頭指摘件数(割合)	指摘の有った法人数 ／監査実施法人数	助言件数(割合)	助言の有った法人数 ／監査実施法人数
定 款	2 ( 1.1%)	1 / 8	7 ( 35.0%)	7 / 8
評議員・評議員会	36 ( 20.1%)	8 / 8	3 ( 15.0%)	2 / 8
理 事	9 ( 5.0%)	6 / 8	0 ( 0.0%)	0 / 8
監 事	7 ( 3.9%)	5 / 8	1 ( 5.0%)	1 / 8
理 事 会	17 ( 9.5%)	8 / 8	1 ( 5.0%)	1 / 8
役員等報酬	13 ( 7.3%)	4 / 8	0 ( 0.0%)	0 / 8
事業一般	0 ( 0.0%)	0 / 8	0 ( 0.0%)	0 / 8
社会福祉事業	0 ( 0.0%)	0 / 8	0 ( 0.0%)	0 / 8
情報の公表	21 ( 11.7%)	7 / 8	1 ( 5.0%)	1 / 8
登記関係等	4 ( 2.2%)	3 / 8	0 ( 0.0%)	0 / 8
資産管理	0 ( 0.0%)	0 / 8	0 ( 0.0%)	0 / 8
会計管理	70 ( 39.1%)	8 / 8	7 ( 35.0%)	5 / 8
合 計	179 (100.0%)		20 (100.0%)	

※ 割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出のため、合計が100%にならない項目があります。

### Ⅲ 障がい施設検査の実施結果

#### 1 障がい施設検査の実施対象

令和2年度は18事業所(5法人13施設)を対象に、検査を実施しました(表4-①)。

検査実施事業所の選定にあたっては、区の所轄法人が運営する幅広い事業種別の事業所を対象とし、今まで足立区としては検査未実施であった事業所がほぼ網羅されるよう選定しました。

表4-① 障がい施設検査実施事業所

(令和2年度)

運営法人	施設名	事業所名	文書指摘件数	
あいのわ福祉会	舎人あかしあ園	舎人あかしあ園	0	
	あいのわ支援センター	あいのわ相談センター	0	
	竹の塚あかしあの杜	竹の塚あかしあの杜	竹の塚あかしあの杜のぞみ	0
			竹の塚あかしあの杜なごみ	0
			竹の塚あかしあの杜きずな	0
	大谷田障がい福祉施設	大谷田障がい福祉施設	大谷田就労支援センター	2
大谷田ホーム			0	
あだちの里	西新井ひまわり工房	西新井ひまわり工房	0	
	江北ひまわり園	江北ひまわり園	2	
	希望の苑施設	竹の塚居宅介護サービスセンター	2	
	綾瀬なないろ園	綾瀬なないろ園	3	
	地域生活支援センター(グループホーム)	あだちの里北ホーム	0	
リード・エー	葦の会作業所	葦の会作業所	3	
はなさく福祉会	花畑共同作業所	花畑共同作業所	2	
あしなみ	足立区精神障がい者自立支援センター	ボンサンス・千寿	2	
		地域活動支援センターふれんどりい	就労移行支援事業 WiZ	5
			就労継続支援事業 ZiP	5

【障がい施設検査の実施対象】

表4-② 前年度参考： 障がい施設検査実施事業所 (令和元年度分)

運営法人	施設名	事業所名	文書指摘 件数
あいのわ福祉会	足立あかしあ園	足立あかしあ園	0
	谷中ハウス	谷中第1ハウス	1
		谷中第2ハウス	
		綾瀬ハウス	
		青井第1ハウス	
		青井第2ハウス	
	あいのわ支援センター	ショートステイ谷中	0
あいのわ支援センター谷中		0	
神明障がい福祉施設	あいのわしごとセンター	2	
あだちの里	西伊興ひまわり園	西伊興ひまわり園	0
	竹の塚施設	竹の塚ひまわり園	0
		竹の塚福祉園	0
	希望の苑施設	希望の苑 (入所)	4
		希望の苑 (通所)	0
	地域生活支援センター (グループホーム)	あだちの里西ホーム	1
江北ひまわり園	あだちの里相談支援センター	0	
あしなみ	協立作業所	協立作業所	2
	綾瀬スマイル工房	綾瀬スマイル工房	6

※ 文書指摘件数では、谷中ハウス施設の谷中第1ハウス、谷中第2ハウス、綾瀬ハウス、青井第1ハウス、青井第2ハウスの各事業所にわたる指摘事項を一括して1件としてカウントしています。

## 2 障がい施設検査の実施結果

令和2年度の検査では、改善が必要として文書指摘を10事業所に、口頭指摘及び助言も運営管理や利用者支援、会計経理の全ての分野にわたって、それぞれ18事業所、15事業所に対し行いました（表5）。

今年度の障がい施設検査で、文書指摘は葦の会作業所、花畑共同作業所、綾瀬なないろ園、大谷田就労支援センター、ボンサンス・千寿、就労移行支援事業 WiZ、就労継続支援事業 ZiP、地域活動支援センターふれんどりい、竹の塚居宅介護サービスセンター、江北ひまわり園（検査日順）の10事業所に対して行いました。文書指摘を行った事業所については、事業所（法人）名、指摘内容等を公表するとともに、概ね30日以内に改善状況報告書を提出するよう求め、文書もしくは再度の現地調査等により改善内容の確認を行っています。

表5 文書指摘、口頭指摘等を行った件数及び事業所数（令和2年度）

事由	指摘等件数	検査分野別内訳数		指摘等を行った事業所数／検査実施事業所数
文書指摘	27	運営管理	6	10事業所／18事業所
		利用者支援	12	
		会計経理	9	
口頭指摘	276	運営管理	112	18事業所／18事業所
		利用者支援	108	
		会計経理	56	
助言	27	運営管理	6	15事業所／18事業所
		利用者支援	14	
		会計経理	7	
合計	330	運営管理	124	
		利用者支援	134	
		会計経理	72	

- ・ 文書指摘のうち「運営管理」分野の件数は、前年度と比較して横ばいでしたが、「利用者支援」「会計経理」分野の件数は増加しました。特に、「会計経理」分野では就労支援事業等に係る指摘が7件とその多くを占めました。
- ・ 口頭指摘の全体での件数は、前年度と比較してほぼ横ばいでした。その内訳は、契約等における「説明・同意等」に関する指摘が最も多く、次に「就業規則等」「決算、計算関係書類等」に関する指摘となりました。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (1) 葦の会作業所－①

## 3 障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況

令和2年度の障がい施設検査において文書指摘を行ったのは次の10事業所です。

当該事業所に対して行った文書指摘事項の詳細な内容（項目別）、及び指摘後の改善内容、状況は以下のとおりです。

### (1) 葦の会作業所【生活介護、就労継続支援B型】 【指摘件数：3件】

#### ① サービス管理責任者は、個別支援計画の原案を適切に作成すること

指定生活介護事業者及び指定就労継続支援B型事業者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成等に関する業務を担当させて、サービス管理責任者の指揮の下で個別支援計画の原案を作成しなければならない。

しかし、貴事業所においては、個別支援計画について、計画作成者として計画上に記載すべきサービス管理責任者の名前がなく、計画作成日の記載もなかった。

また、サービス管理責任者が個別支援計画の原案を作成するに当たって利用者の担当者等を招集・開催した会議（以下、「個別支援会議」という。）の会議録等も作成していなかった。

ついでには、個別支援計画の作成に当たり、個別支援計画作成者であるサービス管理責任者の名前及び計画作成日を記載するとともに、個別支援計画の原案がサービス管理責任者の指揮の下で作成されていたことを示す個別支援会議の会議録等を適切に作成・保存すること。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第93条（第53条第2項、第54条第5項準用）、第188条（第53条第2項、第54条第5項準用）

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、個別支援計画に作成日とサービス管理責任者を記入する欄を設けた様式、及び「個別支援計画作成の会議録」の様式を新たに作成し、今後は適切に作成・保管していくことが報告されました（改善済み）。



## ② 欠席時対応加算について、要件を満たしていない算定事例があったため、適切に算定すること

指定就労継続支援B型事業者は、利用者があらかじめ当該指定就労継続支援B型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として、所定単位数の加算を算定することができる。

しかし、貴事業所においては、欠席時対応加算を算定しているにも関わらず、サービス提供記録等に欠席時対応加算に関する事項の記録がない事例があったほか、利用者に引き続き利用を促すなどで行っている相談援助の内容等を記録していなかった。

については、事業所管課と協議したうえで当該加算の取扱いについて報告するほか、欠席時対応加算を算定する場合は、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録すること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第6の7の注、第14の9の注
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(6)⑨、第二の3(5)⑩(第二の2(6)⑨準用)

### 【改善状況】

事業者から区の事業所管課へ当該加算取り下げに係る過誤申立書が提出されたほか、後日提出された改善状況報告書により、今後の再発防止策の内容等を確認しました(改善済み)。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (1) 葦の会作業所 -③

#### ③ 利用者負担額等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、文書により同意を得ること

指定生活介護事業者及び指定就労継続支援B型事業者は、支給決定障がい者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障がい者等に対し説明を行い、当該支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

しかし、貴事業所においては、利用者工賃から控除することにより、支払を得ていた旅行積立金（月額500円）につき、利用者から文書による同意を得ていなかった。

については、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、当該金銭の支払の目的・用途や実費精算後の剰余の有無等につき、適切に説明を行い、文書による同意を得ること。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第93条（第24条第2項準用）、第188条（第24条第2項準用）
- ・「葦の会作業所指定生活介護事業運営規程」第7条第3項
- ・「葦の会作業所指定就労継続支援（B型）事業運営規程」第7条第3項

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書等により、利用者へ預り金の収支管理及び用途等が報告されたほか、今後は重要事項説明書の当該記載内容を改め、それにより同意を得ることとしたと報告を受け、その内容等を確認しました（改善済み）。

(2) 花畑共同作業所 [生活介護、就労継続支援 B 型] 【指摘件数：2 件】

① 消防訓練を適切に行うこと（消火訓練の回数不足）

指定障害福祉サービス事業者は、消防法施行令別表第一（六）項に掲げる防火対象物の防火管理者において、消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施させなければならない。

また、防火管理者は、この消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

しかし、貴事業所においては、年二回以上の実施が必要な消火訓練について、所要の回数を実施していなかった。また、消火訓練及び避難訓練の実施に際して、その旨を事前に消防機関に通報していないことがあった。

については、消防訓練を適切に行い、消火訓練及び避難訓練の実施に際しては、事前に消防機関に通報すること。

- ・ 消防法施行規則第 3 条第 10 項、第 11 項
- ・ 消防法施行令第 3 条の 2 第 2 項
- ・ 「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第 93 条（第 74 条準用）及び第 188 条（第 74 条準用）

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書及び「自衛消防訓練実施結果記録書」により適正に消火訓練が実施されたことを確認しました。また新たに作成した「自衛消防訓練手順書」に「通知書の作成」が追記され、事前に消防機関に通報することが明記されたことを確認しました。今後は、本件を所轄消防署にも情報提供し、「自衛消防訓練実施結果記録書」等により実施回数の確認を行います（改善済み）。

**② 毎年度、当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること**

指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知しなければならない。

しかし、貴事業所においては、工賃の目標とする水準及び前年度の工賃支払い平均額を利用者に通知していなかった。

ついては、年度ごとに工賃の目標とする水準と前年度の工賃支払い平均額を利用者に通知すること。

・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第187条第4項

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書により、利用者へ通知又は掲示すべき内容の「昨年度の平均工賃と今年度の工賃の目標」が事業所内の見やすい場所（掲示板）に掲示されたことが確認できる写真の提出を受け、上記指摘事項について改善されたことを確認しました（改善済み）。

(3) 綾瀬なないろ園 [生活介護、就労継続支援 B 型] 【指摘件数：3 件】

① 消防訓練を適切に行うこと（消火訓練の未実施）

指定障害福祉サービス事業者は、消防法施行令別表第一（六）項に掲げる防火対象物の防火管理者において、消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施させなければならない。

しかし、貴事業所においては、年二回以上の実施が必要な消火訓練について、実施されていない。

については、消火訓練を適切に行うこと。

- ・消防法施行規則第 3 条第 10 項、第 11 項
- ・消防法施行令第 3 条の 2 第 2 項
- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第 93 条（第 74 条準用）及び第 188 条（第 74 条準用）

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書及び「自衛消防訓練実施結果記録書」により適正に消火訓練が実施されたことを確認しました。今後は、本件を所轄消防署にも情報提供し、「自衛消防訓練実施結果記録書」等により実施回数の確認を行います（改善済み）。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (3) 綾瀬なないろ園－②

#### ② 人員配置体制加算（Ⅲ）を適正に算定すること

指定生活介護事業者は、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2.5で除した数以上であるという施設基準に適合するものとして指定生活介護等の提供を行った場合に、人員配置体制加算（Ⅲ）に係る所定単位数を加算することができる。

また、常勤の職員が病欠や年休等で欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができるとされている。

しかし、貴事業所においては、加算の算定に必要な生活支援員等の員数を充足していない期間があったほか、暦月で1月を超える期間について欠勤している常勤の従業者を常勤換算に含めて、人員配置体制加算（Ⅲ）に係る常勤換算数を充足するものとして当該加算を算定していた。

については、当該期間に係る人員配置体制加算（Ⅲ）を適正に算定し、必要な場合、区の障がい福祉課へ手続き等を行うこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第6の2ハ注3
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(6)③ウ(i)
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）(VOL. 2) 問6」

#### 【改善状況】

加算要件となる常勤換算方法についての、事業者の認識不足による過失であり、後日提出された改善状況報告書等で、事業者が区の事業所管課へ当該加算の取下げに係る過誤申立書等を提出したこと等を確認しました（改善済み）。

### ③ 就労支援事業収益・費用を適正に計上すること

指定就労継続支援B型事業者は、通知の定めるところにより、企業内等で行われる「企業実習」等への支援（以下「施設外支援」という。）を行うことができる。

しかし、貴事業所においては、就労支援事業に該当しない「施設外支援」に係る実習受入企業からの報酬（利用者2名に係る預り金）及び利用者へのその支払いを就労支援事業収益の「受託加工収益」及び就労支援事業費用の「利用者工賃」に含めていた。

については、就労支援事業収益及び費用を適正に計上すること。

- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 5(1)①

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、「施設外支援」を実施する際の適正な会計処理を行うこと、また法人内委員会にて改めて「施設外支援」の要件を確認し、周知徹底を行うことで、改善されたことを確認しました（改善済み）。

(4) 大谷田就労支援センター [生活介護、就労継続支援B型] 【指摘件数：2件】

① 目標工賃につき利用者に通知するほか、平成30年度及び令和元年度の適正な工賃実績を東京都に報告すること

指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、東京都知事に報告しなければならない。

しかしながら、貴事業所においては、当該目標とする工賃の水準について利用者に通知するか事業所内の見やすい場所への掲示等で周知することが必要なところ、していなかった。

また、平成30年度及び令和元年度に利用者に支払われた工賃の平均額について、施設外支援に係る企業等への実習等に要した費用（「実習手当」や「実習交通費」）を工賃に含めて算定しており、東京都知事へ報告した工賃実績額について、事業報告等で記載の工賃支払総額とは相違していた。

については、令和2年度以降の当該目標とする工賃の水準を利用者に通知するか事業所内の見やすい場所への掲示等で周知するほか、平成30年度及び令和元年度の適正な工賃実績額を算定し、必要な場合は東京都知事へ修正の報告を行うこと。

・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第187条第4項

【改善状況】

指定就労継続支援B型事業者が利用者へ通知又は掲示すべき内容の「令和2年度の目標工賃額」が事業所内の見やすい場所（掲示板）に掲示されたことが確認できる写真が提出されました。また、平成30年度及び令和元年度の工賃実績額及び平均工賃支給額について、適正な額を再算定し、東京都へ再提出したことを確認しました（改善済み）。



## ② 必要な附属明細書を適正に作成すること

指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。また、通知の定めるところにより、就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙3（⑱-2））を、作業種別ないしサービス区分単位別で表記しなければならない。

しかし、貴事業所においては、当該附属明細書を「大谷田障がい福祉施設」と拠点区分単位でのみ表記していた。

については、令和2年の会計年度以降の当該附属明細書につき、作業種別ないしサービス区分単位別として適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第30条第1項第18号及び第4項
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第93条及び第202条（第41条準用）
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」26別紙3（⑱-2）

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書及びサービス区分単位別で適正に再作成された平成30年度及び令和元年度の就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙3（⑱-2））により、適正に改善されたことを確認しました（改善済み）。

【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

(5) ボンサンス・千寿-①

(5) ボンサンス・千寿 [就労継続支援B型] 【指摘件数：2件】

① サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者に対し社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行うこと

指定障害福祉サービス事業者は、利用者との間で当該指定障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、当該指定障害福祉サービスの提供年月日等を記載した書面を交付しなければならない。

しかし、貴事業所においては、一部の利用者に対し、契約成立時の書面を交付していなかった。

ついては、当該利用者に対し、契約成立時の書面の交付を行うこと。

- 社会福祉法第77条第1項
- 「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第188条（第13条第2項準用）

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、契約書を取り交わしていなかった利用者について、改めて契約書を取り交わし、契約成立時の書面交付を行ったという報告を受けました（改善済み）。

## ② サービスの提供の記録は、提供日、具体的内容その他必要事項を記録すること

指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定障害福祉サービス事業者がその時点での指定障害福祉サービスの利用状況を把握できるようにするため、当該指定障害福祉サービスの提供日、提供したサービス等の具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。

しかし、貴事業所においては、指定障害福祉サービスを提供しながら、サービスの提供の記録を作成していない期間があった。

については、指定障害福祉サービスの提供の都度、当該指定障害福祉サービスの提供日、具体的内容、実績時間数、その他必要な事項を記録していくこと。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第188条（第23条第1項準用）

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、サービス提供記録について、改めて利用者へ説明するとともに、再発防止のためサービスの提供毎に具体的事項を記録できるよう様式を修正した旨の報告を受けました（改善済み）。

**(6) 就労移行支援事業 WiZ [就労移行支援、就労定着支援] 【指摘件数：5件】**

**① サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者に対し社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行うこと**

指定障害福祉サービス事業者は、利用者との間で当該指定障害福祉サービスの提供に係る契約を締結し、契約が成立したときは、当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、契約の成立を証する書面（以下、「契約書」という。）を交付しなければならない。

しかし、貴事業所においては、利用者との間で当該指定障害福祉サービスの利用に係る重要事項を「重要事項説明書」及び「重要事項説明書別紙」に基づき、重要事項の説明を行うのみで契約書の交付を行っていなかった。

については、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者との間で適正に契約を締結し、契約成立時には書面の交付を行うこと。

- 社会福祉法第77条第1項
- 「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第170条（第13条第2項準用）及び第192条（第13条第2項準用）

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書により、「重要事項説明書」及び「重要事項説明書別紙」を適切な名称、内容で運用するとともに、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者との間で利用契約を締結し、契約成立時には書面の交付を行うことが年度協定書に規定されたことを確認しました（改善済み）。

## ② 利用者から根拠が明確でない食材料費を徴収しているため、是正すること

指定就労移行支援事業者は、支給決定障がい者等から食事の提供に要する費用に係る利用料として食材料費及び調理等に係る費用に相当する額の支払いを受けることができるが、指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割額を合算した額が 28 万円未満であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものである低所得者の利用者から支払いを受けることができる利用料は、食材料費に相当する額に限られる。

しかし、貴事業所においては、外部事業者と取引金額 100 万円を超える給食サービス業務に係る委託契約を締結していて、食事提供の総費用や食材料費に相当する額等で数度の変更を合意しながら、その都度必要だった契約書での契約内容変更や新しい契約内容での契約書の取り交わしを行っておらず、それ以降も当初の契約書が「同一契約内容で更に」期間更新されて、継続しているものとして取り扱っていた。

その結果、低所得者の利用者から、食事の提供に要する費用に係る利用料として「食事業務委託契約書」4.(2)記載の「食材料費相当額」を超える額を徴収している期間があった。

については、契約金額が 100 万円を超える契約について契約書を必要な都度作成するとともに、低所得者の利用者から食事の提供に要する費用に係る利用料として支払いを受ける額について、食材料費に相当する額を超えていないことの証憑資料（契約書記載の取引条件等）を適切に整備していくこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準」第 120 条第 4 項
- ・「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」2 のイ
- ・「社会福祉法人あしなみ経理規程」第 75 条及び第 76 条第 1 項第 1 号

### 【改善状況】

過去 2 回に渡る食材料費の値上げについては、事前に利用者あて食材料費高騰によるものとする説明文書が送付・周知されており、食材料費相当額のみを適切に利用者から徴収していることを確認しました。また、「外部事業者と取引金額 100 万円を超える給食業務に係る委託契約」の締結は、令和 3 年 1 月末をもって食事提供を終了し、今後取り交わさないこととなった旨の報告を受けました（改善済み）。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (6) 就労移行支援事業 WiZ-③

#### ③ 附属明細書を適正に作成すること

社会福祉法人においては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、各附属明細書で同一勘定科目の数字は一致しなければならない。

しかしながら、貴事業所の平成30年度及び令和元年度ふれんどりい拠点区分附属明細書においては、WiZサービス区分の「就労支援事業収益」及び「就労支援事業費用」が、別紙3(⑩)ふれんどりい拠点区分事業活動明細書、別紙3(⑮-2)就労支援事業別事業活動明細書、別紙3(⑱-2)就労支援事業明細書での「就労支援事業活動費」とそれぞれで相違しており、不整合であった。

ついては、令和2年の会計年度以降の当該附属明細書においては、就労支援事業収益及び費用に係る各勘定科目の数字を確定させたうえで各附属明細書を適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」26(2)ウ及びエ

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、平成30年度及び令和元年度の附属明細書(別紙3(⑩)、別紙3(⑮-2)、別紙3(⑱-2))について、計算書類と各附属明細書間で金額の齟齬が是正されたことを確認しました(改善済み)。今後は、項目ごとに「よくある間違い事例」をまとめ、年2回(前年度分のまとめとして8月と会計年度末の3月)各法人へ周知することで再発防止に努めます。また、誤りやすいポイントについては、事業所管課からも各事業所に周知いたします。毎年度6月末までに各法人から届出される計算書類等が適正かを確認し、疑義が生じた場合には、その都度各法人や事業所へ指導・助言等を行っていきます。

#### ④ 就労支援事業費用（利用者工賃）を適正に計上すること

就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収入から就労支援事業で必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」としていることから、原則として剰余金は発生しない。

しかしながら、貴事業所においては、令和元年度の就労支援事業明細書（別紙3（⑱-2））記載の「利用者工賃」において、計算書類の基となる総勘定元帳のそれと額が相違し、差額が発生しており、利用者工賃が実態より過大に計上されていた。

については、就労支援事業に係る活動増減差額（剰余金）を指定障害福祉サービス事業ごとに算定するほか、就労移行支援事業WIZの利用者へ就労支援事業に係る事業の収入から就労支援事業で必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」19(3)

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、「利用者工賃」の正しい数値を再計算したところ、令和元年度の附属明細書（別紙3（⑱-2））に示される就労支援事業活動増減差額は0円となり、剰余金は発生していなかったことを確認しました（改善済み）。今後は、項目ごとに「よくある間違い事例」をまとめ、年2回（前年度分のまとめとして8月と会計年度末の3月）各法人へ周知することで再発防止に努めます。また、誤りやすいポイントについては、事業所管課からも各事業所に周知いたします。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (6) 就労移行支援事業 WiZ-⑤

#### ⑤ 経理規程に沿って会計処理を行うこと

社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な体制や手続き、業務執行に関する基本的な取扱いについて、経理規程に定めて遵守しなければならない。

しかしながら、貴事業所においては、別紙3 (⑩)ふれんどりい拠点区分事業活動明細書でのサービス区分につき、経理規程第6条第4項(1)⑦において社会福祉事業区分であるふれんどりい拠点区分に設けると定められていた各サービス区分、及び同項(2)①において公益事業区分であるふれんどりい(公益事業)拠点区分に設けると定められていたサービス区分とは相違する形で作成していた。

については、経理規程に沿って会計処理を行い、令和2年の会計年度以降の当該附属明細書については適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」26(2)ウ
- ・「社会福祉法人あしなみ定款」第34条
- ・「社会福祉法人あしなみ経理規程」第6条第4項

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、ふれんどりい拠点区分事業活動明細書(別紙3 (⑩-2))について、経理規程第6条第4項(1)⑦ふれんどりい拠点区分のとおり、サービス区分別に区分けされ、是正されたことを確認しました(改善済み)。



**(7) 就労継続支援事業 ZiP [就労継続支援 B 型] 【指摘件数：5 件】****① 目標工賃達成指導員配置加算を適正に算定すること**

指定就労継続支援 B 型事業者は、職業指導員及び生活支援員の総数を常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を 7.5 で除して得た数以上配置している事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、かつ目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を 6.0 で除して得た数以上配置している事業所において指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、目標工賃達成指導員配置加算について、1 日につき所定単位数を加算することができる。

また、施設外就労を実施する場合は、施設外就労を行うユニットについては当該施設外就労を行う日の 1 ユニットあたりの利用者数に対して、事業所本体については前年度の利用者の数の平均値から施設外就労を行う者を除いた数に対して、それぞれ職業指導員及び生活支援員の常勤換算方法に基づく総数は 7.5 で除した数以上となるよう配置することが必要である。

しかし、貴事業所においては、一部の期間において当該加算の計上に必要な従業者の配置数を下回っているながら、当該加算の計上を行っていた。

については、当該期間中の加算の算定について定められた要件を確認及び適切に是正して、必要な場合は当該加算取り下げ等の処理を行うこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第 14 の 13 注
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の 3(5)⑮
- ・「厚生労働大臣が定める施設基準」第 6 号ロ
- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 5(2)①イ

**【改善状況】**

加算要件である直接処遇職員の範囲に誤った理解があり、後日提出された改善状況報告書等で、加算要件を確認した結果、事業者が区の事業所管課へ当該加算取り下げに係る過誤申立書等を提出したこと等を確認しました（改善済み）。

**② サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者に対し社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行うこと**

指定障害福祉サービス事業者は、利用者との間で当該指定障害福祉サービスの提供に係る契約を締結し、契約が成立したときは、当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、契約の成立を証する書面（以下、「契約書」という。）を交付しなければならない。

しかし、貴事業所においては、利用者との間で当該指定障害福祉サービスの利用に係る重要事項を「重要事項説明書」及び「重要事項説明書別紙」に基づき、重要事項の説明を行うのみで契約書の交付を行っていなかった。

については、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者との間で適正に契約を締結し、契約成立時には書面の交付を行うこと。

- 社会福祉法第 77 条第 1 項
- 「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第 188 条（第 13 条第 2 項準用）

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書により、「重要事項説明書」及び「重要事項説明書別紙」を適切な名称、内容で運用するとともに、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者との間で利用契約を締結し、契約成立時には書面の交付を行うことが年度協定書に規定されたことを確認しました（改善済み）。

### ③ 利用者から根拠が明確でない食材料費を徴収しているため、是正すること

指定就労継続支援B型支援事業者は、支給決定障がい者等から食事の提供に要する費用に係る利用料として食材料費及び調理等に係る費用に相当する額の支払いを受けることができるが、指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割額を合算した額が28万円未満であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものである低所得者の利用者から支払いを受けることができる利用料は、食材料費に相当する額に限られる。

しかし、貴事業所においては、外部事業者と取引金額100万円を超える給食サービス業務に係る委託契約を締結して、食事提供の総費用や食材料費に相当する額等で数度の変更を合意しながら、その都度必要だった契約書での契約内容変更や新しい契約内容での契約書の取り交わしを行っておらず、それ以降も当初の契約書が「同一契約内容で更に」期間更新されて、継続しているものとして取り扱っていた。

その結果、低所得者の利用者から、食事の提供に要する費用に係る利用料として「食事業務委託契約書」4.(2)記載の「食材費相当額」を超える額を徴収している期間があった。

については、契約金額が100万円を超える契約について契約書を必要な都度作成するとともに、低所得者の利用者から食事の提供に要する費用に係る利用料として支払いを受ける額について、食材料費に相当する額を超えていないことの証憑資料（契約書記載の取引条件等）を適切に整備していくこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準」第120条第4項
- ・「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」2のイ
- ・「社会福祉法人あしなみ経理規程」第75条及び第76条第1項第1号

#### 【改善状況】

過去2回に渡る食材料費の値上げについては、事前に利用者あて食材料費高騰によるものとする説明文書が送付・周知されており、食材料費相当額のみを適切に利用者から徴収していることを確認しました。また、「外部事業者と取引金額100万円を超える給食業務に係る委託契約」の締結は、令和3年1月末をもって食事提供を終了し、今後取り交わさないこととなった旨の報告を受けました（改善済み）。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (7) 就労継続支援事業 ZiP-④

#### ④ 附属明細書を適正に作成すること

社会福祉法人においては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、各附属明細書で同一勘定科目の数字は一致しなければならない。

しかしながら、貴事業所の平成30年度及び令和元年度ふれんどりい拠点区分附属明細書においては、ZiPサービス区分の「就労支援事業収益」及び「就労支援事業費用」が、別紙3(⑪)ふれんどりい拠点区分事業活動明細書、別紙3(⑫)就労支援事業別事業活動明細書、別紙3(⑬-2)就労支援事業明細書での「就労支援事業活動費」とそれぞれで相違しており、不整合であった。

ついては、令和2年の会計年度以降の当該附属明細書においては、就労支援事業収益及び費用に係る各勘定科目の数字を確定させたうえで各附属明細書を適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」26(2)ウ及びエ

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、平成30年度及び令和元年度の附属明細書(別紙3(⑪)、別紙3(⑬-2)、別紙3(⑭-2))について、計算書類と各附属明細書間で金額の齟齬が是正されたことを確認しました(改善済み)。今後は、項目ごとに「よくある間違い事例」をまとめ、年2回(前年度分のまとめとして8月と会計年度末の3月)各法人へ周知することで再発防止に努めます。また、誤りやすいポイントについては、事業所管課からも各事業所に周知いたします。毎年度6月末までに各法人から届出される計算書類等が適正かを確認し、疑義が生じた場合には、その都度各法人や事業所へ指導・助言等を行ってまいります。

## ⑤ 経理規程に沿って会計処理を行うこと

社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な体制や手続き、業務執行に関する基本的な取扱いについて、経理規程に定めて遵守しなければならない。

しかしながら、貴事業所においては、別紙3 (⑩)ふれんどりい拠点区分事業活動明細書でのサービス区分につき、経理規程第6条第4項(1)⑦において社会福祉事業区分であるふれんどりい拠点区分に設けると定められていた各サービス区分、及び同項(2)①において公益事業区分であるふれんどりい(公益事業)拠点区分に設けると定められていたサービス区分とは相違する形で作成していた。

については、経理規程に沿って会計処理を行い、令和2年の会計年度以降の当該附属明細書については適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」26(2)ウ
- ・「社会福祉法人あしなみ定款」第34条
- ・「社会福祉法人あしなみ経理規程」第6条第4項

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、ふれんどりい拠点区分事業活動明細書(別紙3 (⑩-2))について、経理規程第6条第4項(1)⑦ふれんどりい拠点区分のとおり、サービス区分別に区分けされ、是正されたことを確認しました(改善済み)。

(8) 地域活動支援センターふれんどりい [地域移行支援、計画相談支援] 【指摘件数：1件】

① 指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分経理すること

指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。また、通知の定めるところにより、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))をサービス区分単位別に区分経理して作成しなければならない。

しかし、貴事業所においては、指定地域移行支援事業サービス区分の属するふれんどりい拠点区分で作成している別紙3(⑩)「ふれんどりい拠点区分事業活動明細書」について、当該サービス区分で生じている人件費等の一部の経費につき適切な費用配賦を行っておらず、指定管理事業である他のサービス区分の会計と適切に区分経理していなかった。

については、令和2会計年度以降の当該附属明細書について、指定事業ごと以上のサービス区分単位で適正に作成及び費用配賦を行い、他の指定管理事業の会計と明確に区分経理していくこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業等の人員及び運営に関する基準」第37条
- ・「社会福祉法人会計基準」第30条第1項第11号及び第4項
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」26別紙3(⑩)
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」13(1)及び別添1「具体的な科目及び配分方法」

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、ふれんどりい拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))について、経理規程第6条第4項(1)⑦ふれんどりい拠点区分のとおり、人件費等の経費について適切な費用配賦により、サービス区分別に区分けされ、是正されたことを確認しました(改善済み)。今後は、項目ごとに「よくある間違い事例」をまとめ、年2回(前年度分のまとめとして8月と会計年度末の3月)各法人へ周知することで再発防止に努めます。また、誤りやすいポイントについては、事業所管課からも各事業所に周知いたします。

(9) 竹の塚居宅介護サービスセンター〔居宅介護、同行援護、行動援護〕【指摘件数：2件】

① 管理者の他の職務との兼務が不適切なので、是正すること

指定居宅介護、同行援護及び行動援護（以下、「指定居宅介護等」という。）事業者は、その職務に従事する常勤の管理者をして、指定居宅介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護等事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

しかしながら、貴事業所においては、管理者に対して、場所的に離隔した複数の指定共同生活援助事業所の管理者を兼務させていた。

については、指定居宅介護等事業所において、省令及び通知の定める要件を遵守し、専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第6条及び第7条
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」第三1（3）及び(4)

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書及び当該事業所の管理者を令和3年4月1日付で変更する内容のみなし決議が成立した理事会議事録等の提出を受け、適正に施設長が配置されていることを確認しました（改善済み）。事業所管課と協議の結果、今後は、年度末に法人から求めている従来の翌年度施設長報告に加え、管理者、サービス提供責任者の配置状況の報告を求めています。その内容を確認し、疑義が生じた場合には、その都度各法人や事業所へ指導・助言等を行っていきます。

## ② 居宅介護計画の内容が不十分なので、是正すること

指定居宅介護事業者が行う「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」サービスは、基本的には居所を出てから医療機関にて受診の手続を行うまでとなり、病院内の移動等の介助（以下、「院内介助」という。）は基本的には病院スタッフにより対応されるべきものであって算定時間に含めることはできないが、場合により算定対象になる。

居宅介護員による院内介助を行う場合は、院内介助について病院側では対応が難しいと確認された場合に、計画相談支援事業者により適切なアセスメントに基づく利用者の心身の状況から院内介助が必要である旨と理由等をサービス等利用計画に記載させて院内介助の必要性を位置付けるほか、指定居宅介護事業者が作成する居宅介護計画において、利用者が自宅から病院、受診手続や待ち時間、診察、薬の受け取りや待ち時間、帰宅までの一連の行為を円滑に行えるよう、居宅介護員による院内介助の援助内容や実施方法、利用者の状況等を記載して実施し、実際に要した時間でなく当該居宅介護計画に定めたサービス提供内容や提供時間に基づき算定することが必要となる。

しかしながら、貴事業所においては、院内介助の時間も含めて「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」が中心である場合」を算定しているにも関わらず、居宅介護計画には院内介助の実施方法やそれを必要とする利用者の状況等の記載が無く、院内介助の必要性を位置付けていなかった。

については、指定居宅介護事業所において院内介助を行う場合の要件を遵守し、居宅介護計画に院内介助の援助内容や実施方法、利用者の状況等を記載して、院内介助の必要性を位置付けて実施すること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)①
- ・「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」3(4)イ（イ）別紙5
- ・「訪問介護における院内介助の取扱いについて」

### 【改善状況】

居宅介護事業で院内介助を実施している利用者について、院内介助の実施方法や必要性が記載された居宅介護計画及びサービス提供記録の写しの提出を受け、上記指摘事項について、実際の居宅介護計画、サービス提供記録の文面が是正されたことを確認しました（改善済み）。今後は、項目ごとに「よくある間違い事例」をまとめ、年2回（前年度分のまとめとして8月と会計年度末の3月）各法人へ周知することで再発防止に努めます。また、誤りやすいポイントについて、事業所管課からも各事業所に周知いたします。



## (10) 江北ひまわり園 [生活介護、就労継続支援B型] 【指摘件数：2件】

## ① 計算書類（事業活動計算書）を適正に作成すること

社会福祉法人が作成する計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

しかしながら、貴事業所においては、令和元年度分の拠点区分事業活動計算書の「拠点区分間繰入金収益」について、「拠点区分間固定資産移管収益」等に仕訳すべき額を含めていて、誤っていた。

また、当該事業活動計算書のサービス活動増減の部の費用「国庫補助金等特別積立金取崩額」について、特別活動増減の部の費用「国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）」に仕訳すべき消耗品等に係る国庫補助金等特別積立金を除却等（資産計上せず費用処理）した等の額を含めていて、誤っていた。

については、令和2年の会計年度の計算書類において、各勘定科目の数字を確定させたうえで、過年度の会計上の誤謬については前期損益修正項目として特別増減の部で科目を設定する等の方法で当期の損益で修正し、金額や件数等が重要な場合は注記にも記入する等の方法により適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」第2条第1号、第6条第2項、第22条第1項及び第4項
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」9及び10
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」15（2）

## 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書等により、令和元年度分の拠点区分事業活動計算書の「拠点区分間繰入金収益」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」、それに付随する勘定科目について、適正に是正されたことを確認しました（改善済み）。今回の誤りは、法人内事業所数の増減に伴う会計処理によるものです。今後は、事業所数が増減する法人の情報を事業所管課から入手し、速やかに区から法人に対し会計処理が必要な旨を知らせるとともに、項目ごとに「よくある間違い事例」をまとめ、年2回（前年度分のまとめとして8月と会計年度末の3月）各法人へ周知することで再発防止に努めます。また、誤りやすいポイントについては、事業所管課からも各事業所に周知いたします。

## ② 必要な附属明細書を適正に作成すること

社会福祉法人においては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類の金額と一致しなければならない。

しかしながら、貴法人の平成30年度計算書類附属明細書である別紙3(⑥)基本金明細書においては、法人本部拠点の基本金の当期末残高が貸借対照表の額と相違しており、当該拠点区分へ組入れた「当期組入額」の分の記載が無かったほか、令和元年度でその額を貴事業所へ拠点区分間移動して、当該附属明細書「各拠点区分ごとの内訳」の江北ひまわり園においては「当期組入額」(江北ひまわり園への運営資金分)と、貴事業所の拠点区分事業活動計算書の「基本金組入額」が相違しており、附属明細書の数字は計算書類と一致していなかった。

また、別紙3(⑦)国庫補助金等特別積立金明細書では、貴事業所の分として「拠点区分間から移管」された「当期積立額」を記載して、貴事業所の拠点区分事業活動計算書における「国庫補助金等特別積立金積立額」と一致していなかった。

また、別紙3(⑧)基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書では、期首帳簿価額は全て0円となるべきところ、一般定期借地権の権利金を「長期前払費用」として「期首帳簿価額」及び「うち国庫補助金等の額」を記載して、拠点区分貸借対照表における当該科目の「前年度末」の数字と一致していなかったほか、有形・無形固定資産以外の減価償却資産でもないリサイクル預託金を「その他の固定資産(その他)」として当該明細書に記載しており、誤っていた。

については、令和2年の会計年度以降の附属明細書を、適正に作成していくこと。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」10、11、12及び26(2)イ
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」14、15及び17

### 【改善状況】

令和元年度の江北ひまわり園開設に伴い、法人本部から江北ひまわり園へ資産等の移行処理する際の誤りと判明し、当該指摘事項については是正した附属明細書等の提出を受け、その内容等を確認しました(改善済み)。

#### 4 障がい施設検査における口頭指摘・助言の内容

障がい施設検査では、『運営管理』分野で就業規則等に関すること、運営規程に関する内容の誤り等の「組織」に関すること、『利用者支援』分野で利用契約書の内容の誤り、利用手続への同意及び説明の漏れや利用契約書の未交付等の「説明・同意等」に関すること、『会計経理』分野で経理規程や会計管理全般の事務処理、「決算・計算書類」では法人の経営・財務情報の適正かつ客観的な表示や開示等に関することについて、多くの口頭指摘・助言を行いました(表6)。

これら口頭による指摘・助言を行った事業所に対しては、早急に改善を求めるとともに、継続して指導を行い指摘事項の改善状況を注視していきます。

表6 口頭指摘、助言の有った検査項目別内訳(障がい施設検査) (令和2年度)

検査分野	検査項目	口頭指摘 件数(割合)	指摘の有った事業所数/検査実施事業所数	助言 件数(割合)	助言の有った事業所数/検査実施事業所数
運営管理	施設運営全般	15(5.4%)	10/18	1(3.7%)	1/18
	組織	30(10.9%)	15/18	2(7.4%)	2/18
	就業規則等	35(12.7%)	13/18	0(0.0%)	0/18
	従業者配置等	14(5.1%)	9/18	1(3.7%)	1/18
	従業者給与等	10(3.6%)	8/18	2(7.4%)	2/18
	建物設備管理	3(1.1%)	3/18	0(0.0%)	0/18
	災害対策	3(1.1%)	3/18	0(0.0%)	0/18
	給付費算定	2(0.7%)	2/18	0(0.0%)	0/18
利用者支援	給付費算定	6(2.2%)	5/18	0(0.0%)	0/18
	説明・同意等	53(19.2%)	16/18	8(29.6%)	7/18
	契約支給量	3(1.1%)	2/18	0(0.0%)	0/18
	負担額受領	4(1.4%)	4/18	1(3.7%)	1/18
	個別支援計画	4(1.4%)	3/18	0(0.0%)	0/18
	サービス提供記録	9(3.3%)	8/18	0(0.0%)	0/18
	身体拘束等	4(1.4%)	2/18	0(0.0%)	0/18
	プライバシー	1(0.4%)	1/18	1(3.7%)	1/18
	事故発生時	1(0.4%)	1/18	1(3.7%)	1/18
	給付費通知	1(0.4%)	1/18	0(0.0%)	0/18
	預り金等	1(0.4%)	1/18	0(0.0%)	0/18
	食事状況	0(0.0%)	0/18	1(3.7%)	1/18
	健康管理	0(0.0%)	0/18	1(3.7%)	1/18
	協力機関	0(0.0%)	0/18	0(0.0%)	0/18

【障がい施設検査における口頭指摘・助言の内容】

検査分野	検査項目	口頭指摘 件数(割合)	指摘のあった事業所数／検査実施事業所数	助言 件数(割合)	助言のあった事業所数／検査実施事業所数
支援利用者	衛生管理	4 ( 1.4%)	4 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	工賃支払	17 ( 6.2%)	8 / 18	1 ( 3.7%)	1 / 18
会計経理	管理、規程等	10 ( 3.6%)	7 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	契 約	1 ( 0.4%)	1 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	予 算	0 ( 0.0%)	0 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	決算・計算書類	28 ( 10.1%)	9 / 18	1 ( 3.7%)	1 / 18
	収 益	3 ( 1.1%)	3 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	費 用	2 ( 0.7%)	2 / 18	2 ( 7.4%)	2 / 18
	資 産	3 ( 1.1%)	3 / 18	4 ( 14.8%)	4 / 18
	負 債	0 ( 0.0%)	0 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	純資産	4 ( 1.4%)	1 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
	経理事務・その他	5 ( 1.8%)	5 / 18	0 ( 0.0%)	0 / 18
合 計		276 (100.0%)		27 (100.0%)	

※ 割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出のため、合計が100%にならない項目があります。

## IV 令和2年度の指導監査を終えて

### 1 法人監査

令和2年度は、3年の定期監査周期を迎えている8法人を法人監査の対象としました（表7）。

表7 年度別指導監査実施法人数（事業種別）

年 度	高齢・介護	障がい	児童・保育	その他	合 計
平成28年度	3	3	4	2	12
29年度	0	2	9	1	12
30年度	2	0	5	2	9
令和元年度	2	3	4	0	9
令和2年度	0	0	7	1	8

※過去5年分を掲載しています。事業種別が重複している法人は「その他」に算入しました。

新型コロナウイルス感染症対策として、法人の施設見学等を省略し、監査時間の短縮に努めました。文書指摘数は前年度と比較して2件増加しましたが、口頭指摘、助言の合計件数は、約30件減少しました（表8）。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言発令の期間中に、決算理事会・定時評議員会を、初めて決議省略で行う法人もあり、その手続き等に関する問い合わせが増加しました。各法人へは、日々の情報連絡や指導監査の機会を通じて、法令に則った適正な事業運営、事務手続きを周知するなど、課題発生を未然に防止できるよう指導、助言を行っていきます。

表8 年度別指摘・助言件数

年 度	監査実施法人数	文書指摘数	口頭指摘数	助言数
平成28年度	12	3	32	31
29年度	12	11	161	43
30年度	9	15	238	27
令和元年度	9	10	204	24
令和2年度	8	12	179	20

※過去5年分を掲載しています。

## 2 障がい施設検査

令和2年度は、足立区単独で18事業所（13施設）の障がい施設検査を実施しました（表9）。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、事業所の施設見学等を省略し、検査時間の短縮に努めました。指摘・助言の合計件数は前年度とほぼ同数でしたが、利用契約書の内容誤りや契約書の未交付など、基本的あるいは初歩的な過誤等が多く見受けられました。
- ・ 障がい福祉事業については、利用者への処遇や対応、事業で得られたノウハウ等を口頭だけでなく記録でも残して職員間で共有及び可視化し、利用者サービスの充実等に向けて、有効に活用・改善できるようにしておくことが大切です。

表9 年度別指摘・助言件数

年 度	検査事業所数	文書指摘数	口頭指摘数	助言数
平成28年度	4	14	27	3
29年度	10	15	167	32
30年度	18	33	364	46
令和元年度	18	16	273	42
令和2年度	18	27	276	27

※（ ）内は指摘・助言の合計件数です。

## V 令和3年度の指導監査に向けて

※ 令和3年度の法人監査・障がい施設検査においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、当初の実施予定や方針・計画を大幅に変更する可能性があります。

### 1 法人監査

令和3年度は13法人（予定）について、指導監査等を実施の予定です。

令和2年度に新規設立された社会福祉法人など、新たに監査対象となった法人や会計監査人設置法人への指導監査を予定しており、事業運営の透明性の確保や組織のガバナンスの強化、内部管理体制の整備状況等に主眼を置いて、監査を実施していきます。

また、「会計経理の適正化」については、今後も法令上の解釈の誤り等の是正や未然防止につき継続して注視し、助言や支援等を行っていきます。

### 2 障がい施設検査

令和3年度は18事業所（予定）について、施設検査等を実施の予定です。

障がい施設検査では、事業運営や自立支援給付等の適正化を確認するとともに、事業者のサービスの質や透明性の向上等に寄与することを目的としています。検査では、人権擁護や虐待防止等のための体制整備、利用者の視点に立った障がい福祉サービスの提供の確保のほか、報酬改定等に伴い新たに必要となった事務処理が適正に行われているかにも主眼を置いて、実施していきます。

今後も障がい施設検査を的確・効果的に実施することにより、事業者が培ったノウハウ等が発揮され、利用者及び地域等へ還元されるよう、助言や支援等を実施していきます。

## VI 資料編

- ① 足立区社会福祉法人指導監査実施要領 . . . . . 55
- ② 令和2年度 足立区社会福祉法人指導監査実施方針 . . . . . 59
- ③ 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 . . . 65
- ④ 令和2年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針 . . 70
- ⑤ 足立区所轄の社会福祉法人一覧 . . . . . 74
- ⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧 . . . . . 75



足立区社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号 社援発0427第1号 老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法令及び国要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務又は財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

(実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる足立区社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時までに別に定める。

(実施計画)

第4条 一般監査の対象法人及び実施時期等を含む実施計画は、毎年度一般監査を開始する時までに、別に策定する。

2 法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報若しくは国要綱第3項第1号に定める報告書類の確認の結果等により問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施することができる。

(調査書等の提出)

第5条 区長は、第3条で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目（法人の自己点検項目を含む。）を掲げた「社会福祉法人調査書」（以下「調査書」という。）を作成し、法人に対し送付したうえで毎年度区が指定する期限までに、調査書及び関係資料の提出を依頼するものとする。

(指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(一般監査の実施)

第7条 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等（以下「実地」という。）

## 【足立区社会福祉法人指導監査実施要領】

において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うものとする。

- 2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施するものとする。
- 3 一般監査における実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設又は事業所が所在する場合は、施設監査を同時に実施することができる。
- 4 一般監査の実施にあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。ただし、法人又は当該法人が経営する施設又は事業所において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人又は施設若しくは事業所の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に通知することができる。

- (1) 一般監査の根拠規定
- (2) 一般監査の日時
- (3) 法第56条第1項の規定により立入検査をする職員（以下「検査員」という。）の氏名
- (4) 準備すべき書類等

- 5 一般監査の実施体制は、職員2名以上の検査員により編成する。
- 6 一般監査における実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業所管課職員、関係行政機関職員又は法人に関係する者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会等を行うことができる。
- 7 検査員は、一般監査における実地検査終了後、実地において、国要綱第5項第1号に定める指導（以下「指導」という。）の内容に関する認識を法人と共有するために、検査員相互で調整を行ったうえで、指導の内容を記載した別に定める書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付するものとする。
- 8 区長は、一般監査における実地検査終了日において、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、実地検査の結果を講評し、国要綱第5項第1号ア（イ）に定める口頭指摘及び同号イに定める助言を行うものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等、同日中の講評等に支障を認める場合は、別に関係者を招致して講評等を行うことができる。
- 9 実地検査終了後から第8条第2項の規定により監査結果を通知するまでの間に指導の内容の追加又は変更が生じた場合は、前項に定める講評等を行ったうえで、実地検査指導事項票を差し替えるものとする。

（一般監査の結果通知）

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちに監査結果について綿密に検討し、指導の内容を明確にしたうえで福祉部長へ報告する。

- 2 区長は、前項の報告に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。

- 3 第1項の報告において国要綱第5項第1号ア（ア）に定める文書指摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

（改善内容の確認）

第9条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

- 2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。
- 3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該一般監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

（特別監査の実施）

第10条 一般監査によって改善措置が認められない法人のうち区長が特別監査の実施対象と認めるものその他法人の運営等に重大な問題を有すると区長が認めるものに対し、特別監査を行う。

- 2 特別監査の実施にあたっては、検査の目的・効果を勘案するものとする。
- 3 特別監査は、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為について、事実関係を的確に把握できるまで継続的に実施するものとする。
- 4 特別監査は、実地検査を行うほか、帳簿書類の提出の求め、当該法人の役員・職員等の出頭の求めなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- 5 特別監査の実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。
- 6 第7条第4項及び第6項から第9項までの規定は、特別監査について準用する。この場合において同規定中「一般監査」とあるのは「特別監査」と読み替えるものとする。

（特別監査後の措置）

第11条 検査員は、実地検査終了後、監査の概況を福祉部長に報告し、必要に応じ関係行政機関等と協議を行う。

- 2 区長は、前項の報告及び協議に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。
- 3 第1項の報告及び協議において国要綱第5項第1号ア（ア）に定める文書指摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、

## 【足立区社会福祉法人指導監査実施要領】

前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

(改善内容の確認)

第12条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。

3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該特別監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

4 改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は提出された改善状況報告書等により改善の意思がない若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

(関係機関等との連携)

第13条 指導監査の実施にあたっては、法人が経営する施設又は事業所の事業所管課及び関係行政機関等に対し、必要な情報若しくは資料又は施設監査の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

(外部有識者への相談等)

第14条 指導監査を実施するにあたり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

(指導監査情報の公表)

第15条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

2 前項の規定にかかわらず、指導監査に関する情報のうち文書指摘事項及び当該事項の改善状況については、原則として区のホームページへ掲載するなど、区民へ広く情報提供するものとする。

付 則 (29足福福発第951号 平成29年6月20日 福祉部長決定)  
この要領は、決定の日から施行する。

付 則 (30足福福発第742号 平成30年5月30日 福祉部長決定)  
この要領は、決定の日から施行する。

## 令和２年度 足立区社会福祉法人指導監査実施方針

## 1 基本方針

株式会社やNPO法人など多様な供給主体による福祉サービスへの参入が拡大している中で、社会福祉法人には、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすと同時に、他の事業主体では対応できない様々な福祉サービスを充足することによる地域社会への貢献が求められている。その一方で、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、社会福祉法（平成28年法律第21号）が平成29年4月1日に全面施行された。

このことから、足立区においては、法改正等の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った法人運営が行われていることを前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

社会福祉法第56条第1項に基づく、社会福祉法人に対する指導監査を実施するに当たり、足立区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年6月20日付29足福福収第951号決定（以下「実施要領」という。））第3条の規定により、令和元年度足立区社会福祉法人指導監査実施方針を策定する。

## 2 一般監査の重点項目

## (1) 組織運営

## ア 定款

- ① 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。
- ② 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、足立区の認可を受けて行われているか。

## イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

## ウ 評議員

- ① 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ② 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。
- ③ 善管注意義務を果たしているか。

## エ 評議員会

- ① 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。
- ② 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になって

いるか。

- ③ 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。また、定款に議事録署名人が定められている場合には、定款に従って署名又は記名押印がされているか。

オ 理事

- ① 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ② 6人以上選任されているか。
- ③ 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。
- ④ 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- ⑤ 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- ⑥ 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

カ 監事

- ① 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- ② 監査において、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録等、法令で定められている事項の監査を適正に行い、監査報告を評議員会に提供しているか。

キ 理事会

- ① 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について適正に審議しているか。
- ② 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。）
- ③ 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- ④ 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- ⑤ 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

- ① 特定社会福祉法人及び会計監査人設置法人については、会計監査人の設置を定款に定めているか。
- ② 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。
- ③ 会計監査人の解任手続きは評議員会の決議、又は監事全員の同意をもって適切に行われているか。

- ④ 評議員会に提出された会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ているか。
- ⑤ 会計監査人が会計監査報告書を作成しているか。また、会計監査報告書に必要な事項が記載されているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- ① 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- ② 役員の報酬等の額は、定款で定められているか。定められていない場合は、評議員会の決議により定められているか。
- ③ 役員の報酬等の額は、理事と監事で別々に定めているか。
- ④ 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- ⑤ 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- ⑥ 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

- ① 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
- ② 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。
- ③ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。
- ④ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

- ① 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。
- ② その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。
- ③ その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。
- ④ 理事長等が他の事業を経営している場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

- ① 経理規程及びその規則に定めるところにより事務処理が行われているか。

- ② 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。
- ③ 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。
- ④ 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- ⑤ 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。
- ⑥ 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。
- ⑦ 借入金の償還が確実になされているか。（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）
- ⑧ 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。
- ⑨ 積立金は適切な名称が付され、同額の積立資産が計上されているか
- ⑩ 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

（４）その他

- ① 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。
- ② 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。
- ③ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。
- ④ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 実施計画

（１）対象法人

足立区長が所轄庁となる法人を対象とする。

（２）実施形態

ア 一般監査

① 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

② 実施単位

法人を単位として実施する。

③ 実施体制

実施体制は、職員２名以上の検査員により編成する。

④ 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付



する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

⑤ 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、(4)に記載の選定方針により選定し、東京都で実施する対象法人の施設検査の日程等と調整の上決定する。

イ 特別監査

① 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、法人本部に赴き、法人の所在地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

② 実施単位

法人を単位として実施する。

③ 実施体制

実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。

④ 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(3) 全体計画の作成時期

当該指導監査を開始するまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和2年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

次の各号のうち、いずれかに該当する法人の中から選定する。

① 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）第3項各号に該当する法人

② 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

③ 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

④ 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

⑤ 毎年度、現況報告書を提出していない法人

⑥ 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果

## 【足立区社会福祉法人指導監査実施方針】

において問題がある法人

- ⑦ 相当の期間にわたって、指導監査を実施していない法人
- ⑧ 法人認可後、指導監査を実施していない法人
- ⑨ 新設かつ施設整備中の法人
- ⑩ 区長が必要と認めた法人

### 4 関係団体等との連携

#### (1) 東京都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

#### (2) 事業所管課等

指導監査の適正実施のため事業主管課との連携を図る。

## 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成15年足立区規則第2号)に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び指定障害児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 事業者等に対する指導及び監査は、法、児童福祉法、東京都(以下「都」という。)の条例、区の規則等で定める最低基準及び指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障がい者(児)福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 事業者等に対する指導(以下「指導」という。)は、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次のいずれかにより指導の対象となる事業者等の事業所又は施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針及び実施計画)

第5条 区長は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項等を掲げる指導実施方針及び当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を、毎年度、別に定めるものとする。

(書類等の提出)

第6条 区長は、指導の実施に当たり、事業者等から指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付（法第6条に定めるものをいう。以下同じ。）に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を当該事業者等に文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区長が別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、原則として文書により指導結果を通知した日から30日以内に改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(指導後の措置)

第8条 区長は、前条第2号に定める実地指導（以下「実地指導」という。）の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 区長は、実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに第11条に定めるところにより監査を行う。

3 区長は、実地指導の結果、事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

4 区長は、実地指導の結果のうち、文書で指導した事項及び改善状況については、区のホームページへの掲載などにより、区民へ広く情報提供する。

(監査方針)

第9条 監査は、事業者等に対し、サービスの内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、事業者等が次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(4) 度重なる指導によってもサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。

(5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて当該職員に関係者に対して質問させ、又は当該事業者等の当該指定に係る施設等へ立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件等の検査を行うことができる。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都に対して文書で通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

4 区長は、監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、監査の結果、指定基準等違反等により、法第49条第6項、第50条第2項及び第3項、第51条の28第6項並びに第51条の29第3項又は児童福祉法第21条の5の22第5項及び第21条の5の23第2項のいずれかに該当すると認められる場合、都に通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

(勧告)

第12条 区長は、法第51条の28第2項又は児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項に定める勧告（以下「勧告」という。）を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 勧告を受けた事業者等が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（命令）

第13条 区長は、勧告を受けた事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

2 前項に定める命令を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 区長は、第1項に定める命令をした場合には、その旨の公示を行う。

（指定取消し等）

第14条 区長は、事業者等が、法第51条の29第2項各号若しくは児童福祉法第24条の36各号又は足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると認められる場合は、当該各規定に基づき指定又は登録について、取消し又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定・登録の取消し等」という。）することができる。

（聴聞等）

第15条 区長は、監査の結果、事業者等に対し、第13条第1項に定める命令又は指定・登録の取消し等の処分（以下「取消し処分等」という。）を行う場合は、監査後、当該事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

（経済上の措置）

第16条 区長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うことができる。

2 区長は、取消し処分等を行った事業者等に対し、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

（連携）

第17条 指導及び監査に当たっては、都等及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

【足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱】

付 則（２８足福福発第３１７５号 平成２９年２月１日 区長決定）  
この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

## 令和 2 年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針

## 1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障がい者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

## 2 指導の重点項目

## (1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- キ 支援法の改訂に伴う、新たな指定基準による事業運営が適正に行われているか。

## (2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常



災害時の対応について具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

### 3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

### 4 実施計画

#### (1) 対象事業所等

足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成29年2月1日28足福福発第3175号決定。以下「実施要綱」という。）第1条に掲げる事業者等のうち、足立区長が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等を対象とする。

#### (2) 実施形態

##### ア 指導・監査

##### (ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地検査を実施する。また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じ、一定の場所において実施することができる。

##### (イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

##### (ウ) 実施体制

原則として2人以上の体制とする。

##### (エ) 実施通知

実施要綱第7条及び第11条の規定に基づき通知する。

## 【足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針】

### (オ) 指導及び監査の対象

(4) の選定方針に基づき決定する。

#### イ 個別指導

経理事務が不十分な事業所等に対して、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において、指導する。

また、必要に応じ、事業所等に赴き現地において指導する。

### (3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施するときまでに策定する。

### (4) 選定方針

#### ア 選定時点

原則として、令和2年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

#### イ 選定方法

##### (ア) 実地検査

定期的を実施する指導の対象として選定する事業所等のほか、次の①から⑨に該当する事業所等から選定する。

- ① 過去の实地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- ② 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ③ 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所等
- ④ 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- ⑤ 毎年度、現況報告書又は施設調査書を提出していない事業所等
- ⑥ 事業開始後実地検査を実施していない事業所等
- ⑦ 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- ⑧ 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる事業所等
- ⑨ その他実地検査の実施が必要と判断される事業所等

##### (イ) 個別指導

次の①又は②のうち、いずれかに該当する事業所等から選定する。

- ① 経理事務が不十分な障がい福祉サービス事業所等
- ② その他、個別指導を行うことが適当と認められる障がい福祉サービス事業所等

## 5 関係機関との連携

(1) 都とともに、障がい福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の

【足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針】

指導の立場から連携を図る。

- (2) 必要に応じ、都との合同検査を実施する。
- (3) 必要に応じ、足立区の事業所管課に同行または立会を依頼し、指導を実施する。
- (4) 指定権限を持つ事業所管課から、指定の取消等の要件に該当する疑いがあるなどの理由により指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。

## 資料5

## 足立区所轄の社会福祉法人一覧（令和3年3月31日現在）

分野	法人名	法人本部所在地
高齢・介護分野 (4法人)	愛寿会	足立区入谷3-3-6
	互惠会	足立区西新井5-34-1
	西新井だいわ会	足立区西新井2-5-5
	はとせふ	足立区東保木間1-19-5
障がい分野 (7法人)	あいのわ福祉会	足立区青井4-30-5
	あだちの里	足立区竹の塚7-19-7
	リード・エー	足立区東伊興1-14-7
	はなさく福祉会	足立区東六月町5-20
	あしなみ	足立区千住4-3-9
	つくしの郷	足立区足立3-7-16-101
	ソーシャル・ベロップメントジャパン	足立区扇1-44-15
児童・保育分野 (16法人)	三星保育園	足立区宮城1-28-7
	島根福祉会	足立区梅島3-14-18
	新田保育園	足立区新田2-1-10
	チェリー保育園	足立区谷中2-16-16
	清仁会	足立区中川4-37-22
	博友会	足立区西新井栄町1-7-8
	親隣館	足立区梅田4-29-6
	さかえ福祉会	足立区東綾瀬1-16-21
	筑波会	足立区舎人1-3-13
	千利世会	足立区西新井本町4-19-23
	あらたま会	足立区東和1-11-7
	東児童福祉会	足立区東和5-5-23
	江北会	足立区江北3-17-4
	泉光会いづみの杜	足立区西新井栄町1-15-10
	高和会	足立区足立4-31-17
	平和と善	足立区東和4-10-9
障がい・児童・保育分野(1)	からしだね	足立区梅田7-19-23
医療・生活保護分野(1)	勝楽堂病院	足立区千住柳町5-1
社会福祉協議会(1)	足立区社会福祉協議会	足立区中央本町1-17-1
合計		30法人

○分野ごとの並びは設立順です。

## 資料6

## 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧（令和3年3月31日現在）

運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
足立区 社会福祉協議会	1	足立区社会福祉協議会 ヘルパーステーション	1	足立区社会福祉協議会 ヘルパーステーション
からしだね	2	うめだ・あけぼの学園	2	うめだ・あけぼの学園
			3	うめだ・あけぼの子ども相談支援センター
あいのわ福祉会	3	足立あかしか園	4	足立あかしか園
	4	綾瀬あかしか園	5	綾瀬あかしか園
	5	舎人あかしか園	6	舎人あかしか園
	6	竹の塚あかしかの杜	7	竹の塚あかしかの杜のぞみ
			8	竹の塚あかしかの杜なごみ
			9	竹の塚あかしかの杜きずな
	7	あいのわ支援センター	10	あいのわ相談センター (舎人あかしか園内)
			11	あいのわ支援センター竹の塚
			12	あいのわ支援センター谷中
			13	谷中ハウス (谷中第1ハウス、谷中第2ハウス、綾瀬ハウス、青井第1ハウス、青井第2ハウス)
			14	ショートステイ谷中
	8	神明障がい福祉施設	15	神明福祉園
			16	神明福祉作業所
			17	あいのわしごとセンター (あいのわ支援センター谷中内・神明福祉作業所)
	9 指定管理	足立区大谷田障がい福祉施設	18	足立区大谷田就労支援センター
			19	足立区大谷田ホーム
	あだちの里	10	竹の塚総合支援センター 竹の塚施設	20
21				竹の塚福祉園
11		竹の塚総合支援センター 希望の苑施設	22	希望の苑（入所）
			23	希望の苑（通所）
			24	竹の塚居宅介護サービスセンター

○運営法人の並びは設立順です。

【所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧（令和3年3月31日現在）】

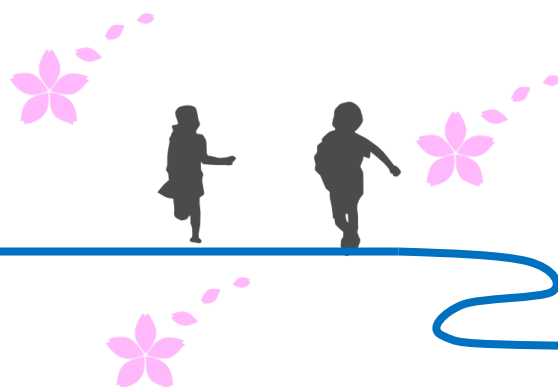
運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
あだちの里	12	地域生活支援センター (グループホーム)	25	あだちの里北ホーム (秋桜寮、なずな寮、杉田寮、 あじさい寮、だりあ寮)
			26	あだちの里西ホーム (つくし寮、なのはな寮、西竹 の塚寮、おきの寮、磯寮、とち の木寮、やまみ寮)
			27	あだちの里東ホーム (東和寮、第二東和寮、第三東 和寮、第四東和寮、カブランカ、宇 津宮寮、西綾瀬寮)
	13 指定管理	地域生活支援センター (大谷田グループホーム)	28	足立区大谷田グループホー ム
	14	綾瀬ひまわり園	29	綾瀬ひまわり園
	15	綾瀬なないろ園	30	綾瀬なないろ園
	16	谷在家障がい福祉施設	31	谷在家福祉園
			32	谷在家福祉作業所
	17	梅田ひまわり工房	33	梅田ひまわり工房
	18	西新井ひまわり工房	34	西新井ひまわり工房
	19	西伊興ひまわり園	35	西伊興ひまわり園
	20	江北ひまわり園	36	江北ひまわり園
			37	あだちの里相談支援セン ター
リード・エー	21	葦の会作業所	38	葦の会作業所
	22	あしの家	39	あしの家 (あしの家西新井、あしの家西 伊興)
			40	あしの家西伊興 ショートステイ
はなさく福祉会	23	花畑共同作業所	41	花畑共同作業所
	24	はなさく第二共同作業所	42	はなさく第二共同作業所
あしなみ	25	ボンサス・千寿	43	ボンサス・千寿
	26	アリエほっと・しかはま	44	アリエほっと・しかはま
	27	萌作業所	45	萌作業所
	28	協立作業所	46	協立作業所

○運営法人の並びは設立順です。

【所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧（令和3年3月31日現在）】

運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
あしなみ	29	綾瀬スマイル工房	47	綾瀬スマイル工房
	30 指定管理	足立区精神障がい者 自立支援センター	48	地域活動支援センターふれん どりい
			49	就労継続支援事業Zip
			50	就労移行支援事業WiZ
つくしの郷	31	生活学館足立校	51	生活学館足立校
	32	ハーモニー竹の塚	52	ハーモニー竹の塚 (ハーモニー竹の塚第1・第2、 ハーモニー竹の塚サテライト1 ～3)
			53	ハーモニー竹の塚 ショートステイ
合計		53事業所(32施設)		

○運営法人の並びは設立順です。



## 令和2年度 社会福祉法人指導監査報告書

令和3年8月発行

発行 足立区

編集 足立区福祉部 福祉管理課

東京都足立区中央本町一丁目17-1 足立区役所 北館1階

電話番号 (03) 3880-5111 内線1814~5